

平成27年10月1日

出資会員の皆様へ

松本信用金庫

定款の一部変更に関するお知らせ

さる平成26年9月19日に信用金庫法施行規則が改正され、定款に長期間所在が不明と
なられている会員（以下、「所在不明会員」といいます。）の方の除名に関する事項を定めるこ
とができることとされました。これにより、総代会の決議をもって定款を一部変更し、所在
不明会員の方を除名することができることとなりました。

協同組織の地域金融機関である当金庫におきましては、会員の方の加入・脱退の状況を正
確に把握することは経営上の重要な課題であり、法令・定款に基づく所在不明会員の方への
対応を行うことは、当金庫の出資事務の合理化、ひいては、現在当金庫をご利用いただい
ているお客様の利益にもつながるものです。

以上の理由から、当金庫では、平成27年6月23日開催の第94回通常総代会の議決を
得て、平成27年10月1日付で定款を変更することといたしましたのでお知らせいたし
ます。

これにより、下記に該当する会員の方は総代会の決議により除名となる場合がございます。

なお、住所等が変更になられた会員の方で、当金庫に対し届出住所等の変更手続きを行っ
ていらっしゃらない方は、速やかにお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

- ・所在不明会員の方とは、次の①～③の全てに該当する会員の方で、これらの方は、総代会
において、除名となる場合がございます。
 - ①5年以上継続して当金庫の事業を利用していない方。
 - ②当金庫の通知又は催告が5年以上継続して到達しなかった方。
 - ③当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

以 上

【お問合せ先】

松本信用金庫 本支店

もしくは本部総務部（電話：02623-35-0001）